

令和2年4月16日

保護者の皆様へ

北九州市子ども家庭局

緊急事態宣言による保育所等の利用について（お願い）

本市が「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域に指定されたことを受け、4月9日付の通知にて、保育の規模を縮小するため、預かり対象のご家庭を示すとともに、家庭保育のお願いをしました。

皆様のご協力により、保育規模の縮小が図られているところではありますが、一方、国においては、人々の接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態の終息が可能であり、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指すとされています。

8割程度の接触機会の低減（2割程度の受け入れ）のため、受け入れ対象家庭の制限をさらに要請することとしましたのでご協力をお願いいたします。

お子さま、保護者の皆さま、そして、職員の健康と命を守るための大事なお願いです。どうぞよろしくをお願いいたします。

記

1 期間

令和2年5月6日（水）まで

2 お預かりする対象となるご家庭・・・（保育の規模を縮小することによるもの）

どの業種・家庭についても、可能な限り、休暇を取得したり、親族等の協力を得たりして、延長・夜間等も含め施設の利用を控えてください。以下の通り、お預かりする対象となる家庭を制限します。

（1）両親ともに次の職種のいずれかに該当する家庭

- ・医療従事者
- ・社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者

（2）ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な家庭（他の親族等にも依頼できない場合）

に限り受け入れる。

※各施設の受入れを登録児童数の2割程度を目指すこととし、原則（1）、（2）のご家庭に限った受け入れとします。

【お問い合わせ先】

子ども家庭局 保育所等（保育課 582-2412）
放課後児童クラブ（子育て支援課 582-2410）
幼稚園・認定こども園（幼稚園・こども園課 582-2550）